質問第二九号

独立行政法人地域医療機能推進機構による船橋中央病院の移転用地取得における審議に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十二日

仁比聡平

参議院議長　関口昌一　殿

独立行政法人地域医療機能推進機構による船橋中央病院の移転用地取得における審議に関する質問主意書

一　私は、「独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書」（第二百二十一回国会質問第一〇一号）において、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）による船橋中央病院の移転用地の取得に当たって、役員会における審議を行わず、役員会への報告にとどめた理由について質問した。これに対する答弁書（内閣参質二二一第一〇一号）において、政府は、「従前から、理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の大規模な建て替え、整備等の投資の検討を行う会議において審議が行われた案件は全て役員会への報告事項とする運用であった」と答弁した。実際にそのような運用がなされていたとすれば、いつ、どの案件において、「役員会への報告事項」としたのか示されたい。また、いつから役員会での審議をせずに役員会への報告事項とする運用に至ったのか示されたい。

二　船橋中央病院の移転用地購入は約百十一億円にも上る高額な取引であるから、当時、独立行政法人地域医療機能推進機構役員会及び委員会規程第二条に規定されていた「理事長が決定すべき事項のうち、重要

な事項」に該当し、役員会において審議すべきであったと理解してよいか示されたい。また、船橋中央病院の移転用地購入について、役員会の審議を経ないで約百十一億円もの金員を支払ったことは同条に違反する行為と理解してよいか示されたい。

三　これまで、ＪＣＨＯが運営する五十七の病院の敷地購入について、前記二の条文上の「役員会の審議」を経ず、ＪＣＨＯ本部が購入資金を支払った事案があるか示されたい。また、ある場合にはいつ、どの病院に対して支払われたのか示されたい。

四　ＪＣＨＯが不動産を取得するような売買契約を締結する場合、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程第五十二条第一項には、「公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」と規定されている。また、例外として、同条第三項及び第四項には、「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合」、「競争に付することが不利と認められる場合」、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」、「緊急の必要により競争に付することができない場合」には随意契約でもよいと規定されている。

そして、随意契約でもよいケースとして、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第二十

六条及び二十七条に規定されているが、船橋中央病院のケースはこれに当たらないと考える。船橋中央病院の移転用地取得に当たって、入札手続を経ずに随意契約で行うことは同条に違反すると理解してよいか示されたい。

右質問する。